

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第七十六号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する  
条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月  
奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「所得金額又は  
収入金額」を「所得」に改める。

### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。